

(四国地方整備局からのメッセージ)

◆◆◆四国地方整備局トピック 2019. 3. 11◆◆◆

【 四国地方整備局 港湾空港部長 権藤 宗高 】

1月1日付けで港湾空港部長を拝命いたしました権藤です。よろしくお願ひします。四国地方整備局では、平成14年4月より港湾計画課長として勤務したのを皮切りに、高知港湾・空港整備事務所長、港湾空港企画官を経験し、今回で4ポスト目となります。「おかえりなさい」や「お久しぶり」といった声もいただき、大変うれしく思っているところです。

赴任してまず意識することは、南海トラフ地震対策などの災害対策です。高知港湾・空港整備事務所長や港湾空港企画官時代にも強く意識していましたが、近年、全国で多発する災害を鑑みると、確実かつスピーディーに進めていく必要を痛感しているところです。

物流面では、近年、急速に進んでいるトラックドライバー不足に対応するため、全国的にフェリー・RORO船へのシフトが進んでおり、多くのフェリー会社等において、船舶のリプレイス・大型化が進展しています。四面を海に囲まれている四国は特にそのニーズが高く、フェリー等物流の動向やフェリー会社等の戦略を的確に捉え、港湾インフラ（ソフト・ハード）の整備に速やかに反映していく必要があると考えています。

また、クルーズ船の寄港が全国的に急増しています。四国各港においてもクルーズ船の寄港が増えていますが、まだまだ発現できていない潜在的なポテンシャルは大きいと感じています。四国各地の魅力を世界の皆さんに体感いただくためにも、地元の方々と協力してクルーズ船の受入れに力を尽くしていきたいと考えています。

これ以外にも四国の港湾、空港が果たすべき役割は数多くあります。今後とも、四国の港湾、空港の発展を通じて、四国地方の発展を実現したいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

目次

- 平成30年度 四国防災トップセミナーを開催しました
～平成30年7月豪雨における被災自治体の経験から学ぶ～
- 緊急物資輸送船入港のための手順を確認～ 南海トラフ地震に備え～
- 「四国地区所有者不明土地連携協議会」が設立
～所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援～
- 高知南国道路五台山トンネル工事見学会を開催しました
- 平成30年度「河川愛護月間」絵手紙表彰伝達式を開催しました
- 平成31年度「道路ふれあい月間」推進標語を募集します！！
- 香川河川国道事務所における広報の取り組み ～職員の意識改革等～

平成30年度 四国防災トップセミナーを開催しました
～平成30年7月豪雨における被災自治体の経験から学ぶ～

【 企画部 防災課 】

- 日 時：平成31年1月30日（水）14：30～17：15
- 場 所：四国地方整備局 災害対策室（高松サンポート合同庁舎（北館）13階）
- 出席者：四国内の市町村長90名（内、代理27名）
四国南海トラフ地震対策戦略会議メンバー 等
参加者 約300名
- 主 催：国土交通省 四国地方整備局
- 開催概要
四国防災トップセミナーは、四国内の市町村長と四国南海トラフ地震対策戦略会議メンバーが一堂に会し、防災に関する講演の拝聴や意見交換を通じて見識を深め、地域防災力の向上を目指すことを目的として、平成12年度より開催しており、今年度で19回目となります。

■基調講演

◆第1部

『がんばろう！宇和島～平成30年7月豪雨から学んだこと～』

愛媛県 宇和島市長 岡原文彰 氏

- ・現地からの第一報が「死者・行方不明者」で始まり、以降大混乱となった
- ・被災経験と「災害時にトップがなすべきこと」から次の3点が最も重要
 1. 自助・共助は、やはり防災の一丁目一番地
 2. 情報の見える化
 3. 自治体職員が主役
- ・「FMがいや」開局等宇和島市独自の取組の紹介

◆第2部

『防災・減災を核とした街づくり～平成30年7月豪雨の経験から～』

高知県 宿毛市長 中平富宏 氏

- ・3日間、大雨に関する警報が継続した末に発災
- ・早めの国及び県への職員派遣依頼や、垂直避難を促しながら避難所を同時開設するなど、災害対応できた点
- ・今回の経験を踏まえた宿毛市防災情報伝達システムの整備や、庁舎を高台移転するなどの「災害に強い街づくり」取組の紹介

◆第3部

『津波防災地域づくり法について』

国土交通省 大臣官房審議官 坂根 工博 氏

■意見交換会

平成30年7月豪雨での経験を基に災害時のリーダーとしてなすべきことや、災害時における情報発信のあり方について意見交換を行いました。

.....

第1部

■基調講演 『がんばろう！宇和島～平成30年7月豪雨から学んだこと～』

愛媛県 宇和島市長 岡原文彰 氏

- ・平井局長からもお話しがありましたが、「災害時にトップがなすべきこと（災害時にトップがなすべきこと協働策定会議 平成29年4月）」の冊子は、発災時には大変有効でしたし、その後の振り返りの中でも防災体制を考えていくうえで大変有効であったことは事実です。

- ・最も被害が大きかった吉田地区では、時間雨量100mmに迫り、1人の方がお亡くなりになられ、10名ほどとは連絡がつかない状況でした。さらに浄水場が土石流の直撃を受け、職員は命からがら建物に避難するという状況でした。
- ・昨年末に、被害の大きかった地区を対象にアンケート調査を実行し、3つのテーマ「すまいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済復興」について、復興計画の作業を進めております。また、復興作業工程を具体的に見える化したロードマップを作成しました。
- ・今回の災害では、「行政にも限界があることを日頃から率直に伝え、自らの命は自らの判断で自ら守る覚悟を求めておくこと」について我々が知る結果となりました。
- ・吉田地区では避難情報の発令を一段階早めて注意喚起を行っていたにも関わらず、発災直後こそ避難意識は高かったものの徐々に意識が低下していった現実がありました。防災体制を再構築していく上で力を入れるべきことは、市民の防災意識向上だと考えます。
- ・この状況に対して行政ができることは、出前講座の啓発、避難訓練のサポート等、これまでの地道な取り組みを繰り返し行いながらも、避難行動の礎ともいえる避難情報の精度をあげること、その情報を「伝える」から「伝わる」へと進化させることが行政の責務と考えています。
- ・実効性の高い防災体制を十分に構築できていない中で、職員の気づき、思いがなければ決して前へ進むことができませんでした。トップがなすべきことに記載している「お金のことは私がなんとかします。市民のためにできることは全部やってください。その責任は全て私が取ります。」を実行し、職員の方には常識にとられず色々な対応ができたとお言葉をいただきました。
- ・通水がかなった8月上旬に、職員を意図的に休ませるメッセージを申し上げました。サポートを受けている中ではありましたが、長期的に対応していく市の職員はなくてはならない存在ですので、職員が心・身体が健全であることが重要であると伝えるタイミングを見て申し上げました。
- ・南海トラフ巨大地震の備えはもちろん、突如発生する災害にもしっかりと対応できるように、皆様方と強固なタッグを組んでいきたいと考えていますので今後もよろしく願いいたします。

第2部

■基調講演 『防災・減災を核とした街づくり～平成30年7月豪雨の経験から～』

高知県 宿毛市長 中平 富宏 氏

- ・宿毛市では、線状降水帯が上空で発生したことにより記録的な豪雨となり、高知県初となる大雨特別警報が発令され3時間で263mmという記録的な雨となりました。国道56号では河川の越流により冠水し、県境付近から市街地までの区間が半日程度通行止めになりました。この国道56号は宿毛市と愛媛県を結ぶ唯一の幹線道路で代替道路がなく大混乱となりました。
- ・市内全域に避難指示を出しましたが、洪水エリアが限定的であったことなどより、避難は対人口比で0.7%と低い状況でした。96の自主防災組織にアンケート調査を実施したところ、約50組織から回答をいただき、活動を行ったのは20組織程度でした。気づいた時には浸水が発生しており初動がとれなかった自主防災組織もあり、改めて自助・共助の大切さを気づかされました。
- ・TEC-FORCEでは、中筋川総合開発工事事務所からリエゾンを派遣いただき、中筋川ダム各種情報や経験則のアドバイスをいただき避難勧告等を発令する上で大変重要な役割を担っていただきました。また、排水ポンプ車の派遣調整も率先して対応いただきました。四国地整、九州地整の方々が道路班、河川班に分かれ被災状況調査に尽力いただき本当に感謝しています。
- ・今回の豪雨で対応できた点として、国及び高知県への早期の職員派遣依頼を速やかに調整できたこと、垂直避難を促しながら避難所開設を同時進行できたこと、自主防災組織と連携し避難所開設が実施できたことが挙げられます。
- ・一方、市役所庁舎周辺の冠水により職員参集に支障がでたこと、突発的な豪雨であり避難所開設に時間を要したこと、音声放送での周知が困難であったこと、床

上浸水の調査の基準の設定が明確になっておらず罹災証明書に時間を要しました。その他、日頃からの準備不足、職員からも反省の声が上がっていた点は、全庁的な取り組みが今後必要と考えています。また、各種救済制度が把握できておらず、対応が後手に回り、結果住民の不安をあおる形となりました。

- ・今回の豪雨により市役所が浸水し機能停止した事案が発生し、津波浸水の対策として、浸水想定エリアに隣接した高台に移転を計画しています。県土木事務所、警察署も同高台を移転の有力候補に挙げています。また、四国横断自動車とのアクセスも見据えた計画を検討しています。

緊急物資輸送船入港のための手順を確認～ 南海トラフ地震に備え ～

【 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 】

平成31年2月4日（月）に逼迫する南海トラフ地震などの大規模災害時において、船舶からの緊急物資輸送を迅速に行えるよう、官・民機関含め17機関、総勢60名が参加し、航路啓開机上訓練を実施しました。

今回の訓練では、「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」及び「緊急確保航路等航路啓開計画」に基づき、大規模災害時に緊急物資輸送船第1船を入港させるための航路啓開に関する一連の対処行動や指示系統をまとめた、「航路啓開に関する手順（案）」に沿って、訓練実施者自らが考えながら行動をする訓練を実施しました。また、訓練では、平成30年3月に四国地方整備局と第五及び第六管区海上保安本部でそれぞれ締結した、「航路啓開活動実施要領」に基づき、作業許可にかかる必要な手続きの確認を初めて行いました。

訓練は、各関係機関がそれぞれの手法で津波警報中及び津波警報（注意報）解除後における海域や港湾の被災状況を調査し、四国地方整備局へ報告。その後、グループを2班に分け、各港に緊急物資輸送船をスムーズかつ効率的に入港させるため、啓開手法などを関係機関で検討し、管轄する海上保安部（署）へ作業許可にかかる必要な手続きを行いました。

訓練後には、短時間で効率的に航路啓開を行うには、状況に応じて関係機関が連携しながら調整していかなければならず、「手順」は、非常に重要であるという意見が寄せられました。

今後においては、訓練で抽出された課題の解決策を検討し、「航路啓開に関する手順（案）」の更なる改善を図っていくとともに、関係機関を徐々に増やし、連携・コミュニケーションを怠ることなく、より実践的な訓練を実施することで防災体制の強化に努めていきます。

「四国地区所有者不明土地連携協議会」が設立
～所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援～

【 用地部 用地企画課 】

近年、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、「所有者不明土地」（不動産登記簿などの公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地）が全国的に増加し、公共事業の推進等において所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、事業実施の支障となっています。

これらの問題に対処するため、昨年6月「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地法」という。）が制定され、収用手続の合理化・円滑化1）、地域福利増進事業の創設2）、所有者探索の合理化3）等が図られたところです。

- 1) 事業認定を受けた事業において、反対する権利者がおらず、建築物等がなく現に利用されていない所有者不明土地について、収用委員会にかわり都道府県知事の裁定により収用又は使用が可能。
- 2) 地域住民の福祉または利便の増進に資する事業等において、反対する権利者がおらず、建築物等がなく現に利用されていない所有者不明土地について、都道府県知事の裁定により、一定期間の使用権を設定。
- 3) 土地所有者探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設。また、長期間相続登記等がされていない土地について、登記官が長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録する制度を創設。

また同時に、昨年6月1日、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）により、「地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施」することが決定され、さらに所有者不明土地法第3条に基づき、11月15日、「所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」（法務省・国土交通省告示第2号）が定められ、「地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため・地方整備局等、法務局、地方公共団体、関係団体等を構成員とする地方協議会を設置し、制度の周知、各地方公共団体における取組や先進事例の情報共有、関係団体をはじめとする有識者の知見の活用、相談窓口の設置等を行う」こととされました。

これらを受け、四国地区では2月7日、高松サポート合同庁舎において関係機関出席の下、「四国地区所有者不明土地連携協議会」の設立総会を開催し、経緯説明、協議会規約制定等を行い、平井四国地方整備局長が同協議会の会長に就任されました。平井会長は就任に際し、所有者不明土地の問題は、近年大きくクローズアップされており、公共事業のみならず、農林業や国土の適切な管理などにも深刻な影響を及ぼしていること、四国地域においても、所有者が特定できないことにより用地取得に多大な時間と労力を要しているのみならず、放置された土地が災害の防止や復興を妨げる要因となるなど大きな課題となっていることなどに触れ、多発する自然災害や近い将来必ず発生するといわれる南海トラフ巨大地震への備えが急務となっており、復旧・復興や災害を未然に防ぐためには、スピード感をもち、かつ、より効果的に事業を推進していくことが重要であり、そのためにも迅速な用地の確保が必要不可欠として、本協議会の活動を通じて、四国地域で暮らす人々の安全・安心の確保に寄与することが期待されると挨拶されました。

また、引き続き行われた第1回総会では、平成31年度の活動方針として、各県における整備局・県職員による「よろず相談会」の実施、知事裁定の具体例や地域福利増進事業の活用例、所有者不明土地問題の解決に向けた取組状況等の情報共有、各県用地対策連絡協議会を活用した地方公共団体への周知等を行うことが確認されました。

なお、国等はさらなる所有者不明土地対策推進のため、2020年までに、土地所有者の土地利用・取引に関する責務や地籍調査の円滑化、相続登記の義務化等について検討を行っていくこととしており、四国地区所有者不明土地連携協議会では、これらの検討を踏まえながら、今後も地方公共団体のニーズの把握等を通じて、四国地域の公共事業の円滑な推進のため、地方公共団体への支援を実施していきます。

四国地区所有者不明土地連携協議会構成員

会 員

四国地方整備局、高松法務局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

協力会員

四国弁護士会連合会、日本司法書士会連合会四国ブロック会、
日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会、四国不動産鑑定士協会連合会、
（一社）日本補償コンサルタント協会四国支部、
日本行政書士会連合会四国地方協議会

高知南国道路五台山トンネル工事見学会を開催しました

【 土佐国道事務所 工務課 】

高知南国道路については、2020年度の開通に向け鋭意工事を進めており、そのうち五台山トンネル（L=700m）は2018年7月から掘削を開始していますが、トンネル坑口周辺は人家が密集する地域であることや、トンネル直上には、国の重要文化財である竹林寺や植物の研究施設である牧野植物園が位置するなど、工事で発生する騒音や振動に対して細心の注意が必要な工事です。

このため日本最大級の掘削機を主体にトンネル掘削を進めるなど、騒音振動対策に取り組んでいますが、工事を進めるためには地域にお住まいの皆さんのご理解・ご協力が必要不可欠です。

そこで、日頃からご協力を頂いている近隣にお住まいの皆さんや隣接する五台山小学校の児童など約80名に参加頂き、トンネル工事の内容や騒音振動対策の取り組みの理解をさらに深めて頂くことを目的にトンネル工事見学会を2019年1月25日に開催しました。

見学会では、事業の内容やトンネル工事に関する説明を行った後、工事で使用する様々な機械の見学を行いました。児童によるトンネル掘削機の操作体験では、回転するドリルの迫力に参加者は圧倒されていました。

五台山トンネル工事は、2019年2月末現在で全長700mのうち300mの掘削が完了しています。今後も地域にお住まいの皆さんのご理解・ご協力を得ながら早期の完成に向けトンネル工事を推進して参ります。

平成30年度「河川愛護月間」絵手紙表彰伝達式を開催しました

【 河川部 河川管理課 】

国土交通省では、河川愛護月間（7月1日～7月31日）における活動の一環として、全国の小学生・中学生・高校生・一般の方々を対象に「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマとした「絵手紙」を募集しています。

この度、有識者等で構成する選考審査会において、応募総数1,084点の最優秀賞（国土交通大臣賞）に吉野川市立西麻植小学校4年前田知輝さんの作品が選ばれ、2月18日に全校児童の前で徳島河川国道事務所より表彰伝達式を執り行いました。前田さんは、夏に家族と川へ遊びに行き、兄弟でオイカワを捕まえた思い出を描いたそうです。

そのほか、四国管内では、優秀賞（国土交通事務次官賞）1名、優良賞（水管理・国土保全局長賞）1名、審査員特別賞1名が入選し、2月に各小・中学校で香川河川国道事務所、高知河川国道事務所より表彰伝達式を執り行いました。

これからも川に関する活動や川遊びなどを通じて、川への親しみを感じ、川をきれいに大事にしようという気持ちを強く抱いてもらえるよう、地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生に努めます。

毎年、河川愛護月間「絵手紙」を7月～9月の期間募集しています。見て楽しい、もらって嬉しい絵手紙を、川に対する思い出や思いをのせて応募してみませんか。

最優秀賞（国土交通大臣賞）
徳島県吉野川市立西麻植小学校 4年 前田 知輝

優秀賞（国土交通事務次官賞）
香川県三豊市立高瀬中学校 3年 真鍋 光稀

優良賞（水管理・国土保全局長賞）
高知県高知市立泉野小学校 3年 早岡 佑納

審査員特別賞
香川県東かがわ市立白鳥中学校 1年 常政 海紀

絵手紙入賞者作品は、国土交通省HPから閲覧出来ます。

(<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>)

平成31年度「道路ふれあい月間」推進標語を募集します！！

【 道路部 】

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進していますが、この一環として、平成31年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設ですが、あまりにも身近な存在であるため、その役割や重要性が見過ごされがちです。

そこで、この推進標語の募集を通じて、道路の役割や重要性を改めて認識していただくことを目的としています。

詳しい募集要領は以下のとおりです。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001120.html

香川河川国道事務所における広報の取り組み ～職員の意識改革等～

【 香川河川国道事務所 】

香川河川国道事務所では、平成30年度より、庁舎玄関ホールやトイレ等のスペースを活用した様々な広報活動を展開していますので、この取り組みについて紹介をさせていただきます。

- ①事務所目標（香川のために 四国のために そして日本のために）の掲示
事務所として目指すべき目標の共有化を目的とし、事務所ロビー及び渡り廊下から確認出来る場所に目標を掲示した見える化の取り組みを行っています。
- ②職員にスポットを当てたパネル展示
職員のモチベーションを上げるため、職員にスポットをあてた業務執行状況のパネルを展示し、逐次更新を行っています。
- ③業界人にスポットを当てたパネル展示
受注企業のモチベーションを上げるため、現場で働く技術者にスポットをあてたパネルを作成し、事務所1階ホールの一丁目一番地に『さぬきの仕事人』と銘打ちパネルを展示しています。この取り組みは、パネルに写った技術者が事務所ホールに展示された状況を撮影し、会社や自宅に持ち帰り子供等に見せるなど大変喜ばれています。
- ④事務所トイレへのパネル展示
②で紹介したパネルのトピック版を庁舎内の男女トイレに掲示し、職員や来客への情報提供を実施しています。

本取り組みは職員、業界人からも非常に好評であり、最近では、季節感を感じさせるイラストを設置したりと日々、深化を続けており、今後においても本取り組みを継続していきます。

四国地方整備局HP

<http://www.skr.mlit.go.jp/>

四国地方整備局Facebook

<https://www.facebook.com/shikokuchisei/>

自治体担当者様におかれましては、首長ご本人への転送とあわせて、職員の方への周知もお願いいたします。

「いきいき四国通信」に関するご意見、配信中止・配信先変更のご希望等がありましたら、下記メールアドレスまでお寄せ下さい。

国土交通省 四国地方整備局 企画部 「いきいき四国通信」事務局

<mailto:skr-seibikyoku@mlit.go.jp>
